

**福岡都市圏南部工場
廃棄物（ごみ）受入基準**

2023 年 4 月

福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

I 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 搬入対象物	1
4 搬入条件	1
5 搬入注意事項	1
6 文書指導の実施	2
7 その他	2
II 搬入条件	3
III 廃棄物種類別搬入条件表	4
IV 搬入禁止物	19
V 改定履歴	21

I 総 則

1 目 的

この受入基準は、福岡都市圏南部環境事業組合廃棄物処理条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市（以下「関係市」という。）の区域内で発生した廃棄物（ごみ）を、福岡都市圏南部工場（以下「本施設」という。）へ、住民及び事業者が自ら搬入する場合（以下「自己搬入」という。）について、廃棄物の受入の適正化を図るために必要な事項を定める。

2 用語の定義

この受入基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び条例の例による。

3 搬入対象物

可燃性一般廃棄物とし、「Ⅳ 搬入禁止物」以外のごみを受け入れるものとする。

4 搬入条件

本施設への搬入に関する基本的条件は「Ⅱ 搬入条件」のとおりとし、廃棄物の種類毎の搬入条件については「Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表」のとおりとする。

5 搬入注意事項

(1) 搬入受付時間：午前8時30分から午後4時まで（12月31日は午後3時まで）

休み：日曜日（12月29日～31日に日曜日を含む場合は、日曜日も開場）及び1月1日から1月3日まで、並びにプラント点検のための運転停止期間

(2) 搬入車両は、次の条件を全て満たすものとする。

① 10トン車以下

② 車両の全長が10m以下

③ 搬入時の最大高さ（積荷、架装等全て含む）が3.8m以下

(3) フレコンバッグに搬入物を入れて搬入する場合は、フレコンバックを必ず開封及び破袋のうえ、積み下ろし投入すること。ただし、飛散する廃棄物を搬入する場合や職員が開封・破袋は好ましくないと判断した場合を除く。

(4) トラック等で荷台に覆いの無い車両で搬入する場合は、運搬中にごみ等が飛散及び落下することがないように、荷台にシートをかけて搬入すること。

(5) 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。

(6) 徒歩及び軽車両（自転車・リヤカーなど）、原動機付き自転車、自動二輪車での搬入は禁止。

(7) 家庭系廃棄物は、事業者による搬入が疑われる車両による搬入は不可。(一般廃棄物収集運搬許可業者を除く)

【搬入不可の対象となる車両(具体例)】

・トラック、ダンプ車

※軽トラック・軽ダンプは可とするが、黒ナンバー(黒地に黄色文字が使用されたナンバー)は不可とする。

・パッカー車

・ハコ車(幌車、パネル等で囲われた荷室を備えた車等)

・社名ロゴ入りの車両 など

(8) 施設内においては、施設管理者の指示に従うこと。

(9) 搬入物が確認できない場合は、原則として袋や箱等を開封して確認するので協力すること。

(10) 不適正搬入防止のため、持込ごみの全てを確認する全量検査を実施する。一定時間を要することを含め、検査に協力すること。

(11) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、搬入者にごみの持ち帰り、搬入停止その他必要な指示をする。

① ごみの発生場所が関係市の区域以外であることが判明した場合。

(ただし、本組合が受託契約した市町村で所定の手続きを得て搬入したものを除く。)

② 搬入対象物以外のものを搬入しようとした場合。

③ 搬入物の中に搬入対象物以外のものを混在して搬入しようとした場合。

④ 搬入の承認を受けずに搬入しようとした場合。

⑤ 搬入物を偽って搬入しようとした場合。

⑥ その他、施設管理者の指示に従わなかった場合。

(12) ごみ投入時には以下の点に注意すること。

① 搬入車両は車止めから1m以上手前の位置(停止ラインより前)で停止し、安全な作業スペースを確保すること。また、転落の危険性があるため、車止めの上には絶対上がらないこと。

② ごみの荷解き、荷降ろし、ダンピングボックスへの投入等は搬入者自ら行うこと。

③ アオリ・コンパネなどを外す際は、停止ラインより奥(投入扉側)で作業を行わないこと。

④ レンタカーなど不慣れな車両で搬入する場合、扉の開閉時や荷降ろし時に事故等の危険性が高まるため、十分に注意すること。

⑤ ダンピングボックス等への転落防止のため、墜落制止用器具(安全帯)を着用すること。

6 文書指導の実施

搬入対象物、搬入条件、搬入注意事項を順守しない者については、文書による是正の指導を行うことがある。

7 その他

その他、受入基準に定めのない必要な事項については、施設管理者が別に定める。

Ⅱ 搬入条件

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>① 火格子式焼却炉にて焼却する。</p> <p>② 家具等の破碎を目的とする回転式破碎機を併設する。</p>	<p>① 可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみ ただし、関係市の施設で受入可能な剪定枝葉は除く。</p> <p>② 廃棄物の長辺寸法は2m以内とする。</p> <p>③ また、焼却能力によるカロリー制限のため、紙より高カロリーの廃棄物（樹脂類）については、1日の最大搬入量は300kgとする。</p>	<p>① 結束されている廃棄物やダンボール箱等に詰めて梱包された廃棄物は、原則として開梱して搬入すること。</p> <p>② 事業所（者）の1日当たりのごみの総搬入量は、種類の異なるごみを搬入する場合及び1日に複数回搬入する場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>③ 1回当たりの搬入量は4トンを限度とする。</p>

Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量	
木・竹くず	木製家具類 (廃木材)	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、椅子、本立ベット(木枠のみ)	福岡市発生ごみは、事業者による搬入は不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。	2m以下×1m以下×0.7m以下	木製であること。 [補足説明] ①金属がほとんどないもの。 (釘・取手程度は受入可) ②ガラス・鏡を取り除いたもの。	1トン
	看板(廃木材)		福岡市発生ごみは、事業者による搬入は不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。	2m以下×1m以下	木製であること。 金属がついてないもの。	1トン
	木製建具		福岡市発生ごみは、事業者による搬入は不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。	2m以下×1m以下×0.7m以下	ガラスを除去する。	1トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入数量
木・竹くず	生木・剪定樹木			2m 以下	<p>生木（針葉樹以外で直径 25cm 以下のもの）</p> <p>※福岡市発生ごみは、いずれのサイズも搬入不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。</p> <p>※春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市発生ごみは、原則各市が指定する施設を利用すること。</p>	1トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量	
木・竹くず	竹		福岡市発生ごみは、事業者による搬入は不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。	2m 以下	土砂等を除去する。	1トン
	亜熱帯植物	シュロ・ソテツ根株		2m 以下	土砂等を除去する。 直径 25cm 以下のもの。	2トン
	草・わら・つる・苗・落ち葉	草 生花 芝生 竹の葉 ダンチク (暖竹：イネ科の多年草)		2m 以下	土砂等を除去する。	2トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入数量
木・竹くず	廃木材	角材 板材 型枠材 コンパネ 枕木 木杭 丸太 ウッドデッキ すのこ ボード ヨット 浴槽	<p>建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業に係るものは、産業廃棄物のため受入不可。貨物流通のために使用したパレット等も不可。</p> <p>※福岡市発生ごみは、事業者による搬入は不可。民間の木くず再資源化施設を利用すること。</p>	2m 以下×1m 以下×25 cm 以下 (厚み 25 cm 以下)	廃木材のリサイクルに適さないもの。土砂、金具等を除去する。	1トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入数量
木・竹くず	その他	よしず、すだれ、木製おもちゃ、木製ギター、籐製品	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業に係るものは、産業廃棄物のため受入不可。	2m以下×1m以下×0.7m以下	金具を取り外したもの。	100kg
		木粉	同上		50kg以下の可燃性容器詰め。	500kg

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量
紙くず類	紙類	本 雑誌 電話帳 書類 段ボール	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るものは産業廃棄物のため受入不可。	<p>原則として、禁忌品（再資源化に適さない材質のもの）でリサイクルに適さないもの。</p> <p>※福岡市発生ごみは、機密書類であってもリサイクル可能な紙は搬入禁止。</p> <p>※工場では、搬入者の了解を得たうえで、搬入された紙類（禁忌品を除く）を資源物として処理する場合がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>家庭から排出される古紙等については、関係市が設置している回収拠点や地域集団回収を利用。</p> <p>事業所から大量に排出される文書については、事業系古紙のリサイクル業者を利用。</p> </div>	4トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量	
繊維くず類	カーペット (じゅうたん)			1m以下×1m以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないように結ぶ。または、丸めた状態で2m以下×直径25cm以下	ホットカーペットを含む。 コード類は除去する。	2トン
	布・繊維くず	カーテン モップ 布製かばん	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）に係るものは産業廃棄物のため受入不可。また、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から出るものも不可。			1トン
	布団・毛布				電気毛布を含む。 コード類は除去する。	1トン
	畳				半分に切断すること。	50畳 (半分100枚)
	皮革	ベルト・本革靴			※合成皮革は廃プラスチック	1トン
	マットレス ソファ ベッド類				2m以下×1m以下×0.7m以下	スプリングがないもの。 2トン

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量
厨芥・動植物性残さ類	固形食品類	肉、野菜、菓子 ラーメン、果実、おから、骨、卵、卵の殻、缶詰及び瓶詰の中身 アイスクリーム	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係わる不要物については、産業廃棄物のため受入不可（魚市場、飲食店等から排出されるものは受入可）。	50kg以下の可燃性容器詰め。	2トン
	魚介類		同上	水切りを十分に行い、50kg以下の可燃性容器詰め。 臭気を発しないようにする。	300kg
	海藻・藻類		同上	土砂等が付着していないもの。 水切りを十分に行うこと。	2トン
	種・苗			50kg以下の可燃性容器詰め。 土砂等を除去する。	2トン
	ペットフード			50kg以下の可燃性容器詰め。	2トン
	液状、ペースト状食品類	ソース、醤油 ジュース マーガリン ヨーグルト バター ケチャップ マヨネーズ	液状のもの及び米ぬか等は産業廃棄物のため不可。	プラスチック製容器入り及び内部がアルミコーティングされているもの。 50kg以下の可燃性容器詰め。	300kg
			上記以外のもの。 50kg以下の可燃性容器詰め。	1トン	

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量
厨芥・動植物性残さ類	粉状食品	砂糖、小麦粉 米ぬか（乾燥したもの）	米ぬか（乾燥したもの）は産業廃棄物のため不可。	50kg以下の可燃性容器詰め。	1トン
	配合飼料			50kg以下の可燃性容器詰め。	1トン
	食用油		産業廃棄物のため受入不可。	ウェス・紙類に含ませること（液状のままでは受入できない）。	300kg

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件		受入数量
廃プラスチック類	ネット・人工芝・ビニールシート・ビニル壁紙		産業廃棄物のため受入不可。	3 m 以下 × 3 m 以下 搬入時は、1m 以下 × 1m 以下の大きさに折りたたみ、可燃性の紐で広がらないように結ぶ。ロール持込の場合は、2m 以下 × 直径 25cm 以下	ワイヤー付きは不可。	300kg
	家具・建具		同 上	2m 以下 × 1m 以下 × 0.7m 以下	ウォーターベッドは水を除去する。	300kg
	看板・ブラインド		同 上	2m 以下 × 1.5m 以下		300kg
	大型ホース類		同 上	2m 以下	鋼線の無いもの（高圧ホースも含む）。金具は除去する。	300kg
	塩ビパイプ等		同 上	2m 以下 × 直径 15cm 以下		300kg
	記憶媒体	フィルム ビデオテープ カセットテープ レコード レーザーディスク FD、CD、MO MD、DVD	同 上			300kg

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件		受入数量
廃プラスチック類	板状のもの	サイディング（断熱性壁材）・アクリルボード	同 上	2m 以下×2m 以下		300kg
	車のバンパー		同 上	2m 以下	プラスチック樹脂製のもの（取付金具を取外したもの）。 繊維強化プラスチック（FRP）は不可。	4 個
	トナーカートリッジ（インクカートリッジ含む）		同 上		メーカー・販売店回収（リサイクル）を原則とする。リサイクルできないもののみ受入。	10 個

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量
廃プラスチック類	使い捨てライター		産業廃棄物のため受入不可。		中身を使い切ったもの、もしくはガスを抜いたもの。職員へ手渡すこと。 20本
	雑貨類	装飾品、食器 壺、本立 ポリバケツ ヘルメット ゴム靴 スキー靴 合成皮革製品	同上	2m以下×1m以下×0.7m以下	バインダー、ファイル等の金属部分を取り除くこと。 300kg
	容器類	ペットボトル	同上		300kg
	その他のプラスチック類	波状板 発泡スチロール ボート 浴槽 釣り竿 すだれ	同上	2m以下×1m以下×0.7m以下	ガラス繊維が入っていないもの。 300kg

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入	搬入条件	受入数量	
罹災ごみ	可燃物			2m以下×1m以下×直径25cm以下 (厚み25cm以下) ※畳は半畳以下	火災の場合は完全に消火がなされていること。 4トン未満の車両にて搬入する。 また、不燃物と可燃物の分離及び左記寸法以内になるよう前処理を行う。	—
その他	化粧品及び化粧品容器				容器が可燃性のもの。	300kg
	洗剤	粉末・液体・固体	液状のものは産業廃棄物のため受入不可。		容器が可燃性のもの。	300kg
	ワックス・着火剤	固形・液体			容器が可燃性のもの。 液体はウェス、紙類に含ませたもの。	300kg
	保冷剤	液状(ゲル)			容器が可燃性のもの。	300kg
	動物の糞		畜産農業に係るものは、産業廃棄物のため受入不可。		乾燥させ、50kg以下の可燃性容器詰め。 臭気を発しないようにすること	300kg
	肥料 堆肥(コンポスト) ペットのトイレ砂(可燃)				飛散防止のため、50kg以下の可燃性容器詰め。 臭気を発しないようにすること	300kg
	オイルフィルター				金属を分離したもの。	5個
	炭		産業廃棄物のため受入不可。	2m以下×1m以下×直径25cm以下 (厚み25cm以下)	可燃物で完全に消火されているもの。	300kg
	神具・仏具類	神棚・仏壇			可燃性のもの(原型を留めないように処理して搬入する)。	4トン
	乾燥剤	シリカゲル			50kg以下の可燃性容器詰め。	300kg

表中、受入数量は1法人（者）1日最大量

区分	廃棄物の種類	具体例	事業系ごみの受入		搬入条件	受入数量
その他	<p>非感染性廃棄物 （医療関係機関等から廃棄される非感染性の廃棄物）</p> <p>《医療関係機関等とは、病院、診療所（保健所・血液センター含む）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、医学・歯学・薬学・獣医学に係る試験研究機関をいう。》</p>			2m以下×1m以下 （厚み25cm以下）	<p>可燃物（紙・繊維等）。 原則として、禁忌品でリサイクルに適さないもの。 管理責任者発行の非感染性証明詳細リストが必要。 プラスチックは搬入禁止。</p>	2トン
	おむつ				<p>医療関係機関等から排出されたもの。 管理責任者発行の非感染症証明詳細リストが必要。</p>	2トン
					<p>上記以外のもの。 50kg以下の可燃性容器詰め。</p>	2トン
	タイヤ	自転車 リヤカー 一輪車（乗用、 荷運搬用）	産業廃棄物のため 受入不可（廃プラ）。		<p>タイヤのみ（金属製ホイールのついたものは搬入禁止）。 自動車（自動二輪車含む。）農耕用車両・重機などのタイヤは搬入禁止。</p>	50kg

IV 搬入禁止物

1 搬入禁止物の概要

- (1) 一般廃棄物のうち不燃性のもの。
- (2) 関係市が適正処理困難物として指定したもの。
- (3) 有害性のもの。
- (4) 危険性のあるもの。
- (5) 引火性のあるもの。
- (6) 著しく悪臭を発するもの。
- (7) 原則として液状のもの。
- (8) 「Ⅱ 搬入条件」、「Ⅲ 廃棄物種類別搬入条件表」に適合せず、本施設で処理できないもの。
- (9) 特別管理一般廃棄物
- (10) 産業廃棄物
- (11) 特別管理産業廃棄物

2 搬入禁止物

区分	細区分	指導等
一般廃棄物のうち不燃性のもの	法第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、不燃性ごみ及び不燃性粗大ごみ	関係市処理施設の紹介
	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機（特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器）	販売店引取
	パソコン、ディスプレイ（資源の有効な利用の促進に関する法律の対象機器）	メーカー引取
爆発物、自然発火物	爆発物（液化石油ガス、プロパン、ブタン、アセチレン、ガソリン、灯油等）	販売店引取
	自然発火物（マッチ、花火、発煙筒等）	自己処理
毒物・劇物 農薬・殺虫剤	毒物、劇物	自己処理（法規定）
	農薬、殺虫剤（白蟻駆除剤等）	完全使用
シンナー 接着剤	ハクリ剤等 接着剤（業務用）、コーキング剤（液状・ペースト状）	完全使用
塗料	インク トナー（リサイクル可能なもの）	販売店、メーカー引取
塩		自己処理
その他	処理施設を損なう恐れのあるもの	
特別管理一般廃棄物	法第2条第3項に規定する一般廃棄物	
産業廃棄物	法第2条第4項に規定する産業廃棄物 ・あらゆる事業活動に伴うもの 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、 ばいじん ・特定の事業活動に伴うもの 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、 動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	産業廃棄物処理業者の紹介 （福岡県のホームページ等）
特別管理産業廃棄物	法第2条第5項に規定する産業廃棄物	

V 改定履歴

制定 平成27年 8月26日
改定 平成28年 4月 1日
平成29年 4月 1日
平成30年 5月 1日
平成31年 4月 1日
令和 2年 4月 1日
令和 3年 4月 1日
令和 4年 4月 1日
令和 4年 9月 1日
令和 5年 4月 1日